

令和5年11月8日

協力業者各位

横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体
代表企業 横手建設株式会社
代表取締役 武茂広行

「横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業」相談窓口の設置について

この度の「横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業」における施工ミスに関しまして、再開発組合様、権利者の皆様、テナントの皆様、一般業務代行者様、国、県、市の各行政団体の皆様、そして本建物の利用を楽しみにお待ちいただいた皆様に対して、多大なるご迷惑をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

令和5年10月11日の再開発組合様の理事会において、TMI総合法律事務所様による「原因究明と再発防止等に関する第三者調査」の結果が報告されました。

その中での再発防止策の一つとして、「協力業者も含めた相談窓口の設置」が提言されたことを受け、今回当企業体では、代表企業の横手建設に相談窓口を設置いたしましたので、下記の通りご報告いたします。

改めて、皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 相談窓口設置場所 [横手建設のホームページ内 お問い合わせフォーム](#)
2. 相談内容 「横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業」において
工事を履行する上で、現場作業等で抱える悩みや疑問、要望等
※今回の相談窓口は再発防止が目的であるため、施工ミスに関するご意見や
費用負担等の交渉などはご遠慮頂きます様お願い申し上げます。
3. 相談対象者 当企業体の施工現場に従事されている方(二次下請以降の方も含む)
4. 個人情報等の取扱い ・本相談をされたことにより、当企業体から会社及び個人に対し、
不利益となる取り扱いをすることは一切ありません。
・記載された個人情報等につきましては、本件の処理のためにのみ
使用することとし、厳正に取り扱います。
・会社名以外の相談者情報は、当企業体の内部においても、
本件相談窓口以外に伝わることはありません。

※本件に関するお問い合わせ先

横手建設株式会社 電話0182-32-1697

・電話受付時間 午前8時～午後5時30分(土曜・日曜・祝祭日を除く)